



2023年7月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 熊 谷 浩 二
コ ー ド 番 号 3802 東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ 札 証 ア ン ビ シ ャ ス
本 社 所 在 地 札 幌 市 中 央 区 大 通 西 八 丁 目 1 - 1
朝 日 生 命 札 幌 大 通 ビ ル
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 荒 谷 努
電 話 番 号 011-206-1103
(U R L <https://www.ecomic.jp/>)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下、「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年8月8日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 15,600株
(3) 発行価額	1株につき550円
(4) 発行価額の総額	8,580,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（※） 3名 9,600株 当社の従業員 5名 6,000株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）及び当社の従業員（以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2021年6月25日開催の第24期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して年額30,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、年50,000株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認を頂いております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等に対し金銭報酬債権合計8,580,000円、普通株式15,600株を付与することといたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は2023年8月8日から2024年6月21日までの間としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づく本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりであります。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、2023年8月8日（払込期日）から2024年6月21日までの間、本割当契約により割当を受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間の間、継続して当社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、払込期日を含む月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を11で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を11で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき対象取締役等に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額については、恣意性を排除するため、2023年7月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である550円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上